

2018年5月31日

ロジザード株式会社

代表取締役社長 金澤 茂則

問合せ先： 管理部 03-5643-6228

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、お客様に安心・安全の物流環境を作りという企業理念のもと、株主、取引先、社員等のすべてのストックホルダーから信頼される企業グループであり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つと認識しており、そのためには経営の透明性の向上と経営監視機能の強化が不可欠であると認識しています。

今後も会社の成長に応じて、コーポレート・ガバナンスの体制を随時見直し、最適な経営管理体制の構築に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

基本原則のすべてを実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
フューチャー株式会社	894,500	33.60
金澤 茂則	359,500	13.50
小川 武重	300,000	11.27
株式会社コンテック	288,000	10.82
創歩人ホールディングス株式会社	225,000	8.45
金澤 卓美	75,000	2.81
遠藤 えみ子	75,000	2.81
遠藤 寛志	75,000	2.81

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

遠藤 史織	75,000	2.81
吉野 明寿	60,000	2.25

支配株主名	なし
-------	----

親会社名	なし
------	----

補足説明

該当なし

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	6月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

該当なし

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当なし

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	3名以上7名以内
定款上の取締役の任期	2年

取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
渡辺彰敏	弁護士												
緒方美樹	税理士												

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
渡辺彰敏	○	—	同氏の法務面の知見により、当社の経営における重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たして頂くべく社外取締役に選任しております。また当社と同氏および同氏が代表を務める渡辺総合法律事務所との間に人的、資本的關係ならびに取引関係その他の利害関係は無い事から、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員と指定致しました。

緒方美樹		同氏は、平成 16 年 2 月に当社監査役に就任し、平成 18 年 6 月以降は会計参与に就任しておりました。	同氏は会計・税務面及び企業の経営面全般に対する知見により、当社の経営における重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただいております。
------	--	---	---

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	3 名以上 5 名以内
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査計画、監査上の問題点・課題などについて、適宜意見交換を実施しております。
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
滝澤玲	他の会社の出身者													
原田宏紀	他の会社の出身者													
中嶋清昭	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役

- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
滝澤玲	○		同氏は事業会社における取締役並びに監査役としての豊富な知見を有しており、当社の経営における重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たして頂くべく社外監査役に選任しております。また、当社との間で人的、資金的関係並びに取引関係その他の利害関係はないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと判断し、独立役員と指定いたしました。
原田宏紀	○		同氏は事業会社において経理部門の責任者を務め、財務及び会計に関する高い見識を有しており、客観的かつ公正な立場で業務執行の監督を果たして頂けると判断し、社外監査役に選任しております。ま

			た、当社との間で人的、資本的關係並びに取引關係その他の利害關係はないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員と指定致しました。
中嶋清昭	○		同氏は、金融ビジネスにおける豊富な知見を有しており、また、上場準備会社の監査役としての経験も有していることから、客観的かつ公正な立場で業務執行の監督を果たして頂けると判断し、社外監査役に選任しております。また、当社との間で人的、資本的關係並びに取引關係その他の利害關係はないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員と指定致しました。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値向上、業績向上に対する貢献意欲の向上を目的として、発行時点における時価を基準として権利行使価額を決定する新株予約権を発行しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役, 従業員

該当項目に関する補足説明

社内取締役、従業員、子会社役員及従業員に対して、業績向上に対する貢献意欲の向上とともに、優秀な人材の確保のため、新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しない為、記載しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会です承された方法により決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートは管理部が、社外監査役へのサポートは常勤監査役と管理部が行っております。取締役会の議案に関する資料は事前に社外取締役、社外監査役を含む全役員に送付し、要請があった場合は事前に内容の説明を行う事としております。

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【取締役会・執行役会】

当社の取締役会は、本書提出日現在、取締役5名(うち社外取締役2名)で構成されており、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程、職務権限規程に基づき重要事項を決議し、社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っています。

また、業務執行は、執行役員3名を選任し、権限委譲した組織運営を行い、取締役を日常業務より分離することで、的確な経営意思決定と業務遂行責任の明確化を可能にする体制作りを推進しております。

【監査役会・監査役】

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び監査役2名で構成されており、常勤監査役を含む3名が社外監査役であります。監査役会は、毎月1回定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査実施状況、監査結果等の検討、監査役相互の情報共有を図っています。監査役会は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・会計監査人・内部監査人からの報告聴取など法律上の権限行使のほか、重要な会議体への出席や営業所の往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでいます。

【経営会議】

経営会議は、常勤取締役、監査役、執行役員の幹部社員で構成されており、原則として月1回開催しております。会社の経営方針、経営戦略、事業計画等について協議するとともに、日常の業務執行の確認及び検討を迅速に行い、経営活動の効率化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の当社の事業内容及び規模においては、管理・内部監査・内部統制を担当する取締役を除き、営業・製造の各部門には執行役員制を布き経営と執行の分離を図る事、ならびに企業価値の拡大に向けた意思決定・取組に対し、監査役会および社外取締役による中立な立場での管理監督が受けられると考えており、本体制を選択しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組んでおります。
集中日を回避した株主総会の設定	総会の日程は、多くの株主にご出席いただけるよう配慮しており、引き続き集中日を回避する様留意してまいります。
その他	投資家の議決権行使環境の向上に向けた取組には取り組んでまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにディスクロージャーポリシーの掲載を検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に説明会を開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	定期的に説明会を開催する予定です。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページに IR サイトを開設し、有価証券報告書、適時開示書類、IR ニュース等を掲載する予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	IR 担当役員は取締役管理部長の三浦英彦であります。管理部に IR 担当を設置する予定です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ロジガードグループ行動規範において、社会規範の遵守及び反社会的勢力との関係断絶をはかり、ステークホルダーの信頼を得られるよう企業活動の規範を定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	行動規範において、ステークホルダーに対して会社情報を適時・適切に開示する事を定めております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合する事を確保するための体制その他業務の適性を確保するために必要な体制について、取締役会において以下の「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、内部統制システムの整備を進めております。

1. 当社は業務の適正性を確保するために必要な体制（以下、「内部統制システム」という）を整備し、運用するにあたり以下の通り基本方針を定める。
2. 当社は、内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じる。この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して適宜見直しを行い、実効性のある内部統制システムの整備・運用に努める。
3. 社長は業務執行の最高責任者として、内部統制システムの整備及び運用について責任をもって実施する。

A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

1. 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規則」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
2. 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
3. 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

(2) コンプライアンス

1. 当社は、当社および子会社が遵守すべき企業理念の確立、並びに法令・定款および社内規程の遵守の為「ロジガード行動規範」を定め、全ての取締役及び使用人における行動指針とする。取締役は率先垂範するとともに、使用人へ遵守の重要性につき繰り返し情報発信する事により行動規範の周知徹底を図る。
2. 当社はコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進体制の充実に努める。また、不正行為等が発生した場合は、原因究明、再発防止策の策定および情報開示に関する審議を行うとともに、再発防止策の展開等の活動を推進する。
3. 当社は定期的に内部監査を実施し、当社の各部門及び子会社における法令、定款及び社内規程等の遵守状況の監査を行い、問題点の指摘並びに改善策の提案・指導等を行う。
4. 当社は、管理部長、監査役及び外部弁護士を通報窓口とする内部者通報制度を制定し、取締役・使用人が通報できるものとし、当社グループにおける法令・定款、行動規範及び社内規程等の違反またはその恐れのある事実の早期発見に努める。また、内部者通報制度に基づく通報を行った事を理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取り扱いを行わない。

(3) 財務報告の適正性確保のための体制整備

販売管理及び経理に関する社内規程を整備するとともにし、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、法令および「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
2. 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役および監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスクその他様々なリスクに対処するため、各種管理規程、与信限度額の設定やリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総合的かつ個別的に管理する。
2. 当社は各部門及び子会社の業務執行状況について、取締役会・経営会議等で情報の共有を図り、当社及び子会社からなるグループ一体となったリスクの把握及び管理を行う。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューを実施する。
3. 必要に応じ、顧問弁護士等の外部専門家にアドバイスを受け、法的リスクの軽減に努める。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 定期的開催する取締役会で、経営に関する重要事項について、法令・定款及び経営判断原則等に従い決議を行う。また、取締役会は、当社及び子会社の中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
2. 取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行状況の妥当性・効率性の監督を行う。

E. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. グループ全体での企業価値向上のため、当社は、当社および子会社における経営の健全性および効率性の向上を推進する。
そのため、取締役および使用人を必要に応じて子会社へ派遣するとともに、当社内にその主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。
2. 主管部門は、子会社の業務の適正性確保のために特に重要な事項については当社の経営会議での審議及び取締役会への付議を行う。

3. また、子会社の適正な業務遂行を確認する為に、定期的に当社内部監査部門による監査を実施する。

F. 監査役監査の実効性を確保するための体制

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 当社は、監査役から請求があった場合は、監査役の職務を補助すべき専任の使用人を配置する。
2. 監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内においては監査役に帰属するものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

2. 当該使用人の人事考課は監査役会が行い、その人事異動及び懲戒処分は、事前に監査役会の同意を必要とする。

(2) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、報告を求めることができる。また、監査役が必要と判断する会議の議事録について、閲覧できる。
2. 取締役及び使用人は重大な法令・定款違反及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかにその事実を監査役(会)に報告する。
3. 監査役は、その職務遂行上必要と判断した事項について、取締役及び使用人に報告を求めることができる。また、監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
4. 監査役に報告を行った事を理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取り扱いを行わない。
5. 監査役と取締役は、定期的に会合を持ち意見交換を実施する。

監査役は、内部監査部門・内部統制部門と連携を図り、随時 内部監査・内部統制に関する状況の報告を受け、意見交換を行う。また会計監査人からも定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うなど緊密な連携をはかる。

また、必要に応じて、弁護士等その他外部の専門家の意見を聞き、情報交換を行うなど、連携をはかることができる。

6. 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

G. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。また、必要に応じて外部の専門機関とも連携をとる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針としております。

社内体制としては、管理部が反社会的勢力に係る諸事項を所管する部署とし、実務上は「反社会勢力対策規程」を整備し、研修や会議等を通じて周知徹底を図っております。また、取引先が反社会的勢力である事が判明した場合には契約を解除できるよう、全ての取引契約において、“反社会的勢力非除条項”を設けております。

外部組織との連携に関しては、平成 28 年 10 月に東京都公安委員会に加入し、また平成 28 年 10 月には当社における不当要求防止責任者（取締役管理部長 三浦英彦）を選任して所轄の警察署に届出を行い、警察とも連携できる体制を構築しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

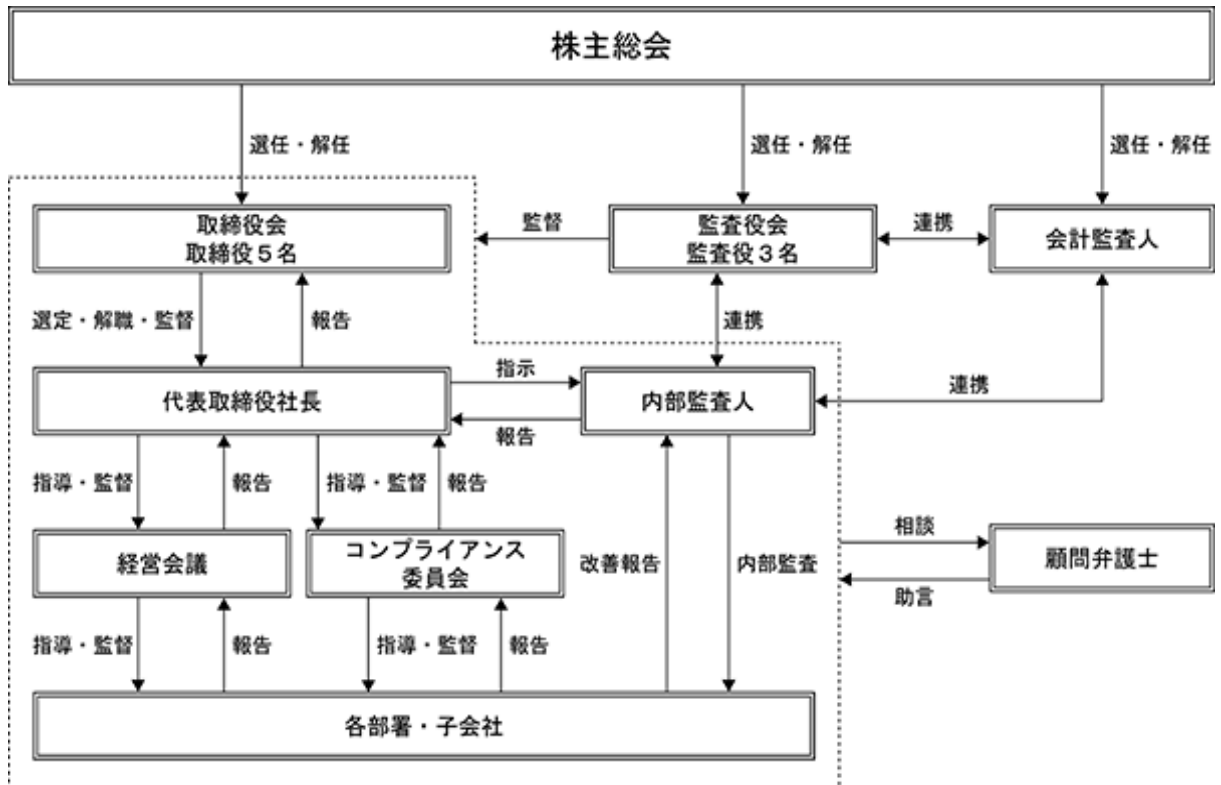
該当項目に関する補足説明

--

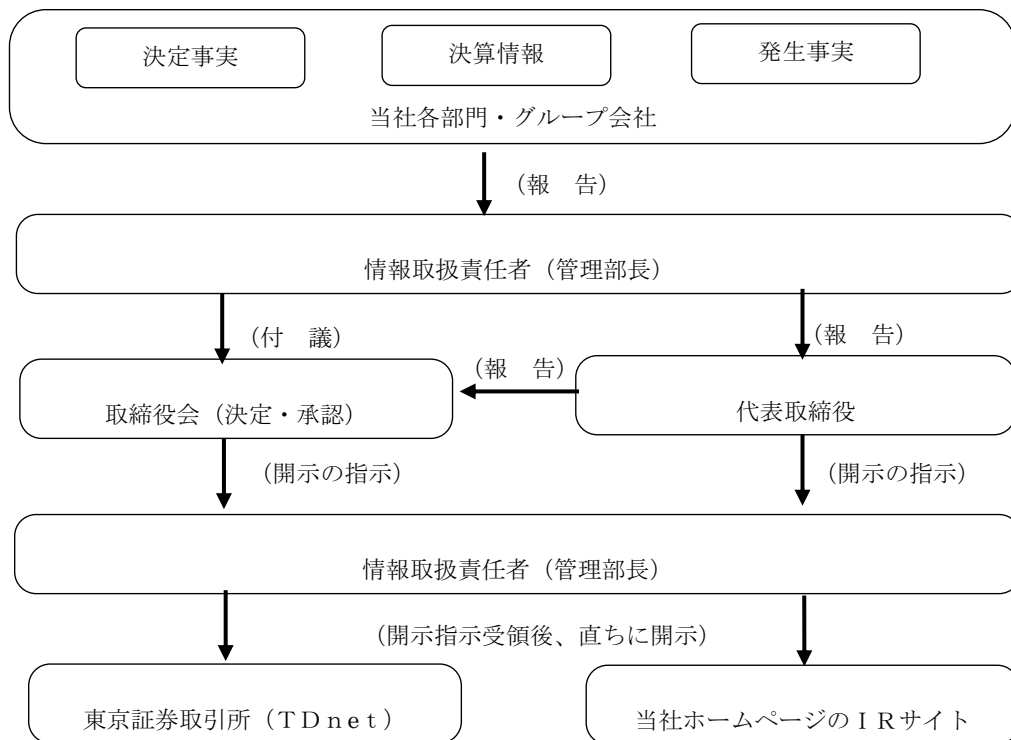
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<p>(1) コーポレートガバナンス体制 添付のコーポレートガバナンス体制模式図を参照ください。</p> <p>(2) 適時開示体制の概要 添付の適時開示体制模式図を参照ください。</p>
--

【コーポレートガバナンス体制（模式図）】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上